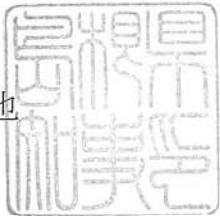


原 第 7 0 4 号
令和5年12月15日

原子力規制委員会委員長 山 中 伸 介 様

島根県知事 丸 山 達 也
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所1号機の廃止措置に係る要請について

本県は、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第3項に基づき、令和5年8月8日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について、別紙のとおり了解しました。

このたびの了解に当たり、貴職におかれでは、下記事項について、適切な対応をいただくよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から別添の意見の提出があり、これを添付するので、本県の要請事項と同様、適切な対応をいただくよう要請します。

記

1. 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から審査及び検査等を通じた厳格な確認を行うとともに、これらの状況については、必要に応じて立地・周辺自治体等にわかりやすく説明を行うこと。
2. 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行うこと。
3. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても厳格に確認を行うこと。